

連盟登録選手行動規範

【趣旨・目的】

近年、パラリンピックスポーツはオリンピック・スポーツと同様に人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の文化の一つとして確立している。特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下 JPPF という）も、スポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

本連盟登録選手は、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、パラ・パワーリフティングスポーツの向上と発展に貢献するために、日本のパラ・パワーリフティング競技者としての誇りと自覚と責任を持って、明朗闊達に行動し、ひいては、パラ・パワーリフティング競技の健全な普及・発展を図ることを目的に本規範を制定する。

【規範の順守と内容】

本連盟登録を希望する選手は、以下の条項を理解し、選手登録時に承認し、これを遵守しなければならない。

- 1、 本連盟登録選手は多くの国民やボランティアの支援を得ている事および常に社会から注視されている事を自覚し、パラ・パワーリフティング競技の牽引者としての行動をとらなければならない。
- 2、 本連盟登録選手は、本連盟の定款、本規定及び本連盟の諸規定、国際パラリンピック委員会、IPCパワーリフティング等の諸規則のほか、本連盟、国際パラリンピック委員会の指示、命令、裁定等を遵守する義務を負う。
- 3、 本連盟登録選手は、競技会等活動に関わるとき以外の日常生活においても、関係する法令や規定を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとること。また、他の者に対し法令等に違反する行為を指示・教唆、他の者が行った法令等に違反する行為を黙認しないとともに、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。
- 4、 本登録選手はアンチドーピング手続きを始め、大会への参加規則、競技ルール、登録などの知識および事務手続きの知識等の理解に努め、期限を遵守しなければならない。
- 5、 本連盟登録選手の内、強化選手に指定された者（以下強化指定選手という）は、それぞれ指定された活動・行事（合宿、練習会、ミーティング、記者会見、壮行会、その他）には必ず参加すること。ただし、理事がやむを得ない事情によるものと認めた場合はその限りではない。
- 6、 本連盟、（公財）日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会もしくは、日本代表選手団からの要請があった時、指定の衣服等を着用すること。
- 7、 違法行為、または本連盟登録選手、役員等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。SNSによる発信は特に注意すること。
- 8、 意図的な身体装飾、常識の範囲を超えるような喫煙、飲酒は慎むこと。

- 9、 本連盟登録選手が競技会、合宿等に参加する場合は、宿舎に置いては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らない事とし、チームメイトとしての交流は共有スペースで行う事。
- 10、 その他、行事参加時においては、合宿の監督、日本代表チームの監督、もしくは、ヘッドコーチにより定められた行動規範を遵守すること。

【違反選手に対する処分】

- 1、 別途競技者資格規定に定める。

【違反選手に対する不服申し立て】

- 1、 別途競技者資格規定に定める。

海外遠征並びに国内遠征に於ける行動規範に関するガイドライン

【海外遠征の場合】

- 1、 海外遠征を行うすべての競技者、監督、コーチ、審判員等は、連盟に出国日と帰国日を届け出なければならない。日程が変更になった場合は必ず理由書を添えて連盟に届け出なければならない。
- 2、 監督、コーチ、審判員、登録競技者等は、競技会の日程に従って競技に専念できるように予め計画を立て行動する事を遠征の基本姿勢とする
- 3、 競技参加選手の事前練習は、監督、コーチと綿密に打ち合わせを行い、競技当日に最高のパフォーマンスが得られるように努めなければならない。
- 4、 競技参加選手は、競技に専念する意味から競技会以前に、観光等を目的とした外出を控えなければならない。家族の訪問等、止むを得ない場合には、監督、コーチと相談し許可を得なければならない。
- 5、 当人が競技を終えた場合でも、遠征に同行する他の選手が競技を行う際には、競技会場で応援する事を基本とする。止むを得ない事情が有り、応援に行けない場合には、監督、コーチと相談し許可を得なければならない。
- 6、 監督、コーチは、当日、競技に参加する選手のパフォーマンスを第1に考慮し、滞り無く競技を終える事が出来る様に最大限努めなければならない。
- 7、 遠征中の食事は、基本的には IPC が指定するレストランで摂取する事とするが、体調の管理等、止むを得ない理由により、外出して食事する場合には、監督、コーチと相談し許可を得なければならない。
- 8、 競技会以外の遠征（例えば審判講習会の受講や審判員としての遠征等）で JPPF が公認した海外遠征の際には、其々の遠征の目的を最大限遂行できるように努めなければならない。
- 9、 遠征に同行している全ての競技者の試合が終了し、閉会式等の公的な行事に影響しないのであれば、監督、コーチの許可の下、観光のために外出する事が出来るものとする、

【国内遠征の場合】

1. 監督、コーチ、審判員、登録競技者等は、競技会の日程に従って競技に専念できるように予め計画を立て行動する事を基本姿勢とする。
2. 競技参加選手の事前練習は、監督、コーチと綿密に打ち合わせを行い、競技当日に最高のパフォーマンスが得られるように努めなければならない。
3. 競技参加選手は、競技に専念する意味から競技会以前に、観光等を目的とした外出を控えなければならない。家族の訪問等、止むを得ない場合には、監督、コーチと相談し許可を得なければならない。
4. 当人が競技を終えた場合でも、遠征に同行する他の選手が競技を行う際には、競技会場で応援する事を基本とする。止むを得ない事情が有り、応援に行けない場合には、監督、コーチと相談し許可を得なければならない。
5. 競技会への参加を目的とする遠征以外に JPPF が定める国内遠征（審判講習、合宿、フィットネスチェック、メディカルチェック等）の場合にも、当該事業を遂行する上に於いて支障となる様な外出についてはこれを控える事とする。止むを得ず必要と成る場合には、その会の責任者と相談の上行動しなければならない。
6. 上記、競技会以外の遠征に関して、全ての予定が終了した後は、公的な行事に影響がない限りに於いて観光等を行う事を可能とする。

【本ガイドラインに基づく行動規範が守られない場合】

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。遠征等に於いて本ガイドラインに基づく行動規範が守られない事が報告された場合には、事実確認を行い、次回遠征における選出の際に判断材料として考慮する事も有り得るものとする。